## 道有財産等有効活用促進会議 道有財産等有識者会議開催要領

(目的)

第1条 道有財産等有効活用促進会議開催要領(以下「要領」という。)第7条 の規定に基づき、道有財産の有効活用の促進など、幅広い見地から助言等を 聴取するため、道有財産等有識者会議(以下「会議」という。)を開催する。

#### (所掌事項)

- 第2条 会議は、道有財産等の有効活用を促進するため、次の事項について検 討する。
  - (1) 庁舎の建替等(改修、集約改築、他施設利用等)及びその後の土地利用 や財源対策に関する事項
  - (2) 未利用地、低利用地の利活用策や処分困難財産の処分方法、安定した収入確保に関する事項
  - (3) その他、道有財産等有効活用に関して必要な事項

(構成)

第3条 会議は、建築、土地利用、経営等に関し専門的な知見を有する者として、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

### (運営)

- 第4条 会議は、総務部次長が招集し主催する。
- 2 会議には、座長を置き、総務部次長が指名する。
- 3 座長は、会議の議事進行を図る。座長が不在の場合は、予め座長が指名した構成員がその職務を代行する。
- 4 会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (事務局)

- 第5条 会議の事務局は、北海道総務部行政局財産課に置く。
- 2 会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、総務 部次長が定める。

附則

この要領は、令和4年9月15日から施行する。

# 道有財産等有識者会議構成員名簿

(敬称略、50音順)

氏名		所属・役職
伊藤	- <b>=</b>	(公社)北海道宅地建物取引業協会 会長
宇野	二朗	北海道大学公共政策大学院 教授
太田	祐 介	(一財)日本不動産研究所北海道支社 次長
岡本	浩一	北海学園大学工学部 教授
小笠原	圭奈子	弁護士
西村	宣彦	北海学園大学経済学部 教授
森	傑	北海道大学大学院工学研究院 教授